



文化財の保存・活用の目標と方針



1 文化財の保存・活用の目標

第4章で本市の歴史文化の特性を「北上山地と三陸海岸に育まれた森・川・海の歴史文化」と捉えました。本市の歴史文化を見つめることは、森・川・海の豊かな自然環境を舞台に活躍した先人たちの営みをたどることにほかなりません。現在と過去はつながっており、切り離して考えることはできません。現在の地域や集落は古代・中世に形成され、縄文時代の暮らしは山里や漁村に生きる知恵として現代も生き続けています。近世に漁業と交易で発展した港町の産業や文化は、現在も水産業や観光において重要な要素となっています。こうした過去と現在の「つながり」をひも解いて、解説し顕彰することが文化財の保存・活用の重要な役割のひとつです。さらに、過去の歴史的な事象が本市の特徴や魅力であり、強みともいえます。そして、本市の特徴や魅力を未来に活かして、まちづくりや地域おこしにつなげていく必要があります。また、その特徴や魅力が地元への愛着や郷土への誇りを生み出し、人材育成や生きがいづくりにつながります。

現在と過去、現在と未来（将来）はつながっており、そのつながりを「時空」と表現します。さらに、愛着や誇りの念がこめられた地元として「ふるさと宮古」と表現しました。本計画は、森・川・海に育まれた歴史文化を現在、過去、未来の「時空」のなかで「つなぎ」、愛着と誇りを持てる「ふるさと宮古」の創造に「つなげる」ことを目標とします。

目 標

森・川・海の時空をつなぐ「ふるさと宮古」の創造

2 文化財の保存・活用の取り組みの方針

本市の歴史文化を保存・活用し、「ふるさと宮古」を創造していくために、従来の文化財の保存・活用等の「基本的な取り組み」に加え、「一体的・総合的な取り組み」を設定し、両輪の推進によって地域総がかりで文化財の保存・活用を図ります。

「基本的な取り組み」は、①文化財把握調査・調査研究・資料収集、②保存管理、③防災・防犯、④情報発信、⑤公開・活用、⑥組織・体制を柱とし、計画的に取り組みを進めます。

「一体的・総合的な取り組み」では、次の三つの取り組みを重点的に実施します。

①関連文化財群の設定

文化財の保存・活用の事業は、個別の指定等文化財ごとに実施する傾向にありましたが、関連する文化財等も含めた事業を展開するため、「関連文化財群」を設定します。

②文化財保存活用区域の設定

各地域（地区）の特徴ある「地域の宝」を網羅的に保存・活用していくために、「文化財保存活用区域」を設定し、重点的に取り組みます。なお、設定した「関連文化財群」や「文化財保存活用区

域」を活用するためのコンセプトとして、「歩く」「見る」「体験する」「知る」「学ぶ」に重点を置き、ストーリーや地域を構成する文化財及び施設を周遊できる取り組みを行います。

③ネットワーク・連携の構築

文化財の保存・活用を確実に推進するために、関連する施設や関連部署、地域、市民団体等と連携を深めながら、官民が協力して進めます。また、各地域や様々な分野で活躍する人材を育成するために、行政や地域等をつなげるネットワーク作りやそれらを担う人づくりに取り組み、愛着ある「ふるさと宮古」につなげます。

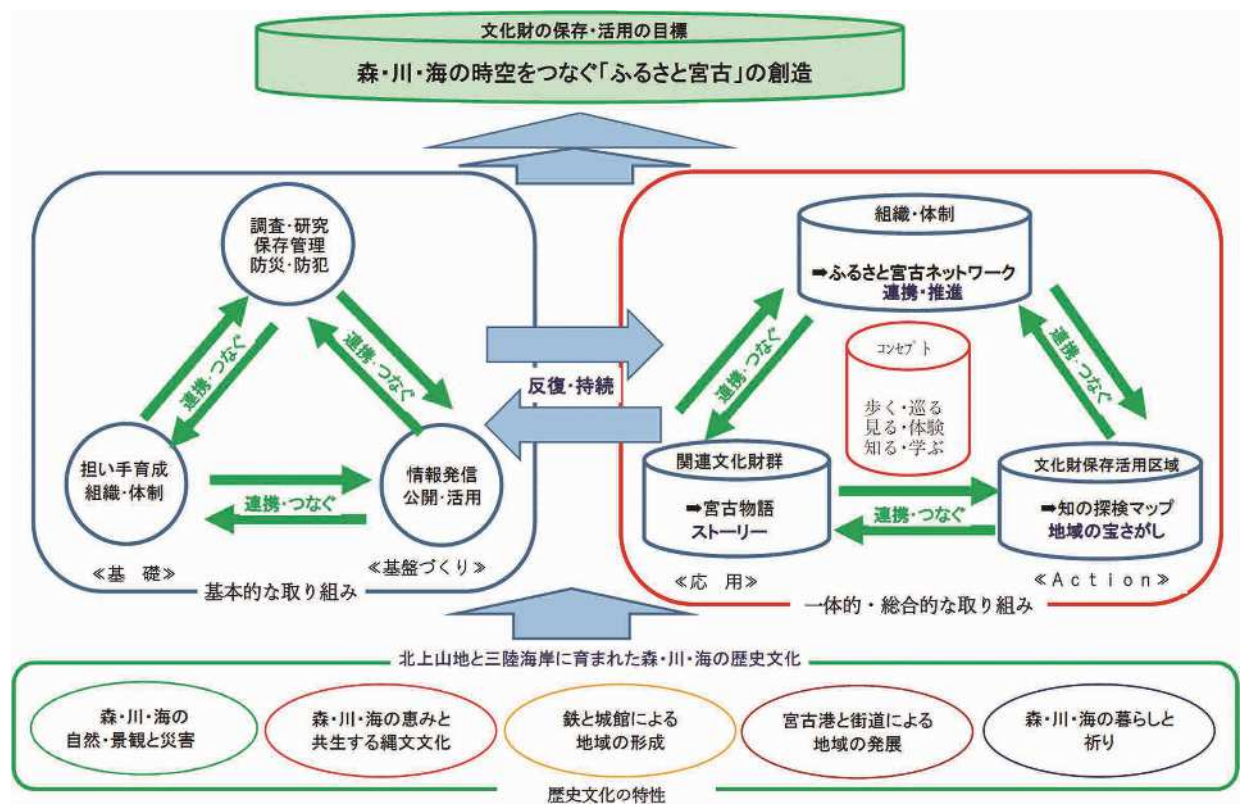


図6-1 文化財の保存・活用に関する目標の概念図

(1) 基本的な取り組み

本市では、これまでも文化財の基本的な取り組みとして、調査や保存管理、公開活用などに取り組んできました。「第5章 文化財の保存・活用の現状と課題」を踏まえて、文化財に関する取り組みを見直し、計画的に取り組むを進めます。

課題①→基本方針①：計画的に調査・研究を進め、資料を収集する

各地域に受け継がれてきた「地域の宝」については、随時聞き取り調査を行い、地域の資源の掘り起こしを行います。さらに、指定等文化財の保存と活用の基礎資料とするため、詳細調査を進めます。

【方針①－１】「地域の宝さがし」聞き取り調査の実施

地域住民と協働で聞き取り調査や現地調査を行う「地域の宝さがし」調査を実施し、未指定文化財と地域資産を含めた「地域の宝」の掘り起こしによって、地域への愛着と誇りを醸成し、地域振興や交流人口の拡大につなげます。

【方針①－２】天然記念物の詳細調査の実施

国・県・市指定の天然記念物について、専門家による詳細調査を行い、その価値や保存状態を再確認し、保存・活用に関する基礎データを整備します。

【方針①－３】未指定文化財の調査の実施

本市の特性や重要な文化財に関連する未指定文化財について調査し、必要に応じて専門家の指導を受け、重要な文化財の魅力増進につなげるとともに未指定文化財の保存・活用を図ります。

また、過疎化により維持されなくなった神社など滅失の恐れがある未指定文化財について調査し、写真や映像、図面などにより記録保存します。

【方針①－４】古文書史料・絵図・古写真の調査収集の実施

地域に残された古文書史料・絵図・古写真などを積極的に収集し、整理・保存と解読を進め、宮古市史資料集を刊行して、地域の歴史文化を明らかにすることにより、地域への愛着や誇りの醸成につなげます。

【方針①－５】文化財調査報告書の作成・刊行

指定等文化財の追加調査や未指定文化財の調査の結果や研究成果について報告書を作成し、記録保存するとともにその価値を広く周知し、「ふるさと宮古」への愛着と誇りの醸成につなげます。

課題②→基本方針②：保護の対象を広げ、適切な保存・管理を図る

文化財等の現状確認を行い、所有者等と協力しながら、文化財の適切な保存・管理と有効活用を推進します。指定等文化財における個別の保存活用計画の作成を行い、適切な保存管理をさらに進めます。「宮古市文化財保存活用事業費補助金」の周知を行い、所有者や民俗芸能伝承者の負担を軽減することによって修復や伝承活動を促進し、後世への継承に取り組みます。また、映像やデジタルデータなど様々な媒体を利用し、記録として後世に継承できるように取り組みます。文化財等を収蔵・展示する施設を適切に維持管理していくために、計画的な修繕・改修を行います。

【方針②－１】文化財の指定

未指定文化財のリスト化を進め、その中で特に重要である物件の詳細調査を行い、文化財指定することにより、その重要性を市内外に周知し、「ふるさと宮古」への愛着と誇りの醸成につなげます。

【方針②－２】指定等文化財の現況確認調査と環境整備の実施

指定等文化財の破損の有無や保存状態を調査・確認し、文化財の適切な保存・管理と後世への継承に努めます。また、屋外にある石碑や樹木等の文化財は、草刈りなどの周辺環境の整備を随時行い、文化財の劣化・風化を防止するとともに見学者への利便性を図ります。

【方針②－３】資料の収蔵・管理

文化財所管課の施設に保管されている考古資料や民俗資料、寄贈・寄託資料について、台帳・資料目録等を整備し、適切に収蔵、管理します。また、台帳・目録等の研究者や各種博物館等への提供によって資料の公開・貸出に対応し、文化財の活用に寄与します。

【方針②－４】有形民俗資料の保存・活用

旧家や地区の施設で所蔵されている民具について、計画的な聞き取り調査と映像記録保存により

資料の詳細調査を進め、保存・活用の充実を図ります。

【方針②－5】保存活用計画の作成

国登録有形文化財（建造物）について、個別の保存活用計画を作成し、適切で魅力ある保存・活用を目指します。

【方針②－6】「崎山貝塚」の史跡整備の検討

国指定史跡「崎山貝塚」の魅力向上と観光・交流人口拡大に寄与するため、基本計画に記載された第Ⅱ期整備について検討します。

【方針②－7】指定等文化財の保存・修復

指定等文化財の現況確認調査に基づいて、文化財の修復や保存に必要な措置を計画的に実施します。また、宮古市文化財保存活用事業費補助金の活用により所有者への負担を軽減し、文化財の保存・継承を図ります。

【方針②－8】古文書史料、絵図等の修復

市で所蔵する古文書史料や絵図のうち、必要に応じて、表具等の修復措置を施し、デジタルアーカイブなどによる保存、公開・活用により、歴史文化の魅力向上を図ります。

【方針②－9】民俗芸能伝承活動の支援

民俗芸能の踊りや祭礼行事を映像により記録保存し、必要に応じて民俗芸能の道具衣装等の修理・整備や後継者育成に係る費用負担の補助等によって、民俗芸能を支援し保存・伝承を図ります。

【方針②－10】所管施設等の計画的な維持管理及び改修

老朽化している北上山地民俗資料館等の展示設備や収蔵施設について、資料の適切な保存・管理と展示の魅力向上のため、計画的な修繕・改修について検討します。

【方針②－11】資料収蔵スペースの確保

増加し続ける資料の保存・管理スペースを確保するため、廃校となった学校の教室等の使われなくなった公共施設の再利用について継続的に検討し、文化財の適切な保存・管理、継承を図ります。

課題③→基本方針③：防災・防犯のリスクを把握し、体制を整備する

津波災害と豪雨洪水被害等に関して、宮古市総合防災ハザードマップを基に、文化財の分布とリンクさせる等の取り組みを進めます。また、文化財所有者や地域住民との連携により、「文化財防火デー」での啓発や消防訓練を継続して実施し、盗難や汚損対策についても検討します。

【方針③－1】文化財ハザードマップの作成

宮古市総合防災ハザードマップをもとに、市内に所在する文化財の危険箇所や被害を想定する「文化財ハザードマップ」を作成し、所有者や関係機関とともに防災意識の向上に努めます。

【方針③－2】「災害対策マニュアル」の作成

文化財に関する災害発生時の情報収集や対応、役割分担等について明確にするため、文化財の「災害対策マニュアル」を作成し、平時の対策や災害発生時に迅速に対応できる体制を構築します。

【方針③－3】文化財所在地の防犯・防災設備把握調査

指定等文化財の所在地に防災・防犯に関する設備・対策がなされているか、文化財現況確認調査において把握し、防災対策マニュアルの充実を図ります。

【方針③－4】文化財防犯・防災の啓発、訓練

文化財防火デーでの周知・啓発だけでなく、文化財現況確認や「地域の宝さがし」事業に合わせて、防火のみならず防災や防犯への啓発を所有者や地域住民に行います。また、指定等文化財が所

在する地区や施設において、重点的に消防訓練などを実施し、文化財を継承していきます。

課題④→基本方針④：ICT技術を導入し、魅力を発信する

情報通信技術の様々な媒体を活用し、本市の歴史文化の価値や魅力を発信する取り組みを継続し拡充します。

【方針④－１】文化財データベースの構築・発信

市内の重要な文化財について、詳細調査を行った上で、解説や写真、実測図及び映像記録等を備えたデータベースを作成し、本市の文化財の情報と魅力を発信することにより、市内外からの観光・交流人口の拡大につなげます。

【方針④－２】ホームページ、SNS等による歴史文化情報の拡充・強化

市ホームページ上での歴史・文化情報の発信やSNSを活用した発信を行います。文化財現況確認、文化財調査などの業務、崎山貝塚縄文の森ミュージアム・埋蔵文化財センター・北上山地民俗資料館の展示、見学・体験事業などに関する情報発信を拡充・強化することにより、本市の歴史文化への理解促進や魅力向上を図り、観光や交流人口の拡大に寄与します。

【方針④－３】パンフレット施設広報等の情報発信の充実

崎山貝塚縄文の森ミュージアム・北上山地民俗資料館で発行しているパンフレットやリーフレット、施設広報について、内容の充実を図り、施設の魅力向上と来館者の増加に努め、交流人口の拡大に寄与します。

【方針④－４】埋蔵文化財調査報告書のPDF作成

発掘調査の調査成果である埋蔵文化財調査報告書のデジタル化を進め、ホームページでの公開により、埋蔵文化財保護の理解促進、生涯学習や学校教育への活用、考古学関係の研究に寄与します。

課題⑤→基本方針⑤：様々な主体と連携し、公開・活用する

先端の映像技術を活用した文化財の公開や体験の取り組みについて検討します。崎山貝塚縄文の森ミュージアムと北上山地民俗資料館で展開してきた事業を継続、拡充し、三陸ジオパークや観光部局などと連携し、歴史文化への理解促進や魅力の増進に努めます。

指定等文化財の説明板や案内表示等の設置・改修を進めるとともに、インバウンド対応のための多言語化も検討しながら、観光や地域振興につなげます。

【方針⑤－１】映像技術を活用した歴史文化の解説、体験の検討

崎山貝塚縄文の森ミュージアムと北上山地民俗資料館において、VRやAR技術を活用した復元映像や映像展示等の導入による、展示等の魅力向上について検討します。

【方針⑤－２】見学・体験事業の拡充

崎山貝塚縄文の森ミュージアムや北上山地民俗資料館を拠点とした文化財巡りや自然観察会の充実を図り、歴史文化に触れる機会の創出によって、「ふるさと宮古」への愛着と誇りの醸成につなげます。また、鉄道や路線バスを利用した文化財巡り等の公共交通機関の利用増進に貢献できるよう検討します。

【方針⑤－３】展示公開事業の拡充（企画展、スポット展、ミニ展示など）

崎山貝塚縄文の森ミュージアム及び北上山地民俗資料館を拠点施設として展開している展示公開事業について、市内の観光施設、公共施設等への出張展示・巡回展示を行い、市民や観光客が本市の歴史文化に触れる機会を創出します。

【方針⑤－４】地域等と連携した「まつり」・イベントの実施

地域住民や学校、ボランティア、公民館等と連携して崎山貝塚縄文まつり、水車の畑まつり、神楽共演会などのイベントを実施し、地域における文化財の保存と活用を図りながら地域振興と交流人口の拡大につなげます。

【方針⑤－５】３館連携事業の推進

市内の歴史文化関連施設である岩手県立水産科学館、崎山貝塚縄文の森ミュージアム、北上山地民俗資料館の３館で連携した見学会や体験事業を企画し、市民や観光客が歴史文化に親しみながら市内を周遊することにより、来館者の増加を図ります。

【方針⑤－６】埋蔵文化財センターの一般公開・企画展・遺跡現地説明会の実施

埋蔵文化財センターを一般に公開し、その業務を見学・体験することで、「発掘」に関心をもってもらい、埋蔵文化財への理解促進につなげます。さらに、発掘調査の際に遺跡の現地説明会を行うとともに、発掘出土品等の企画展を開催し、埋蔵文化財の魅力向上を図ります。

【方針⑤－７】文化財説明板等の増設・改修、多言語化

文化財保存活用区域での周遊ルートに基づき、指定等文化財を説明する看板やルートを表示する案内板の増設や改修等を進め、観光や地域振興につなげます。さらにインバウンドの受け入れ状況等をみながら多言語化も検討します。

課題⑥→基本方針⑥：担い手を育成し、連携体制を構築する

文化財の保存・活用の取り組みを着実に推進するための組織や体制、支援の仕組み等について検討し、連携体制を構築します。

また、市民の歴史文化への愛着と誇りを醸成する機会を創出し、「ふるさと宮古」をつくる組織や担い手の育成に取り組みます。

【方針⑥－１】「宮古歴史サポーター」（仮称）制度の検討

「宮古歴史サポーター」（仮称）として、文化財の保存や環境整備、地域の歴史文化ガイドなどの活動を担う人材を育成する制度について検討します。

【方針⑥－２】「ふるさと宮古ネットワーク（仮称）」による地域計画の推進

文化財を地域総がかりで保存・活用するため、「ふるさと宮古ネットワーク（仮称）」を設置・運営し、文化財所有者・地域・市民団体・民間事業者・専門家と行政の連携を図りながら、宮古市文化財保存活用計画を着実に推進するとともに、計画の見直しを検討します。

【方針⑥－３】担い手育成事業

崎山貝塚縄文の森ミュージアム及び北上山地民俗資料館小国分館で主に活動しているボランティア団体の新規会員を募集します。ボランティア養成講座など研修の継続と充実を図りながらボランティアを育成し、展示解説や見学・体験の魅力向上に取り組みます。

【方針⑥－４】学校への出前授業・出前体験等の実施

市内小中学校と連携し、文化財所管課職員による宮古の歴史文化に関する出前授業や崎山貝塚縄文の森ミュージアム及び北上山地民俗資料館による市内の学校への出前体験等を継続して実施し、「ふるさと宮古」への愛着と誇りを育み、地域の次世代の担い手を育成します。

(2) 一体的・総合的な取り組み

① 関連文化財群の設定

(⇒【第7章 関連文化財群の設定】)

本市の歴史文化を特徴付けるストーリーに基づいて、関連文化財群を設定し、短編集『宮古物語』として提示することにより、文化財の魅力と価値などへの市民の理解を促進し、観光客等への周知にも活用します。

短編集『宮古物語』

【設定ストーリー】

(第1話) 三陸海岸の景観と津波の伝承

(第2話) 自然の恵みと共に生きる縄文文化～貝塚と遺跡～

(第3話) 河川流域に展開した古代エミシと中世土豪の世界

(第4話) 三陸海岸の恵みと港町宮古

(第5話) 早池峰山麓の暮らしと祈り

② 文化財保存活用区域の設定 (⇒【第8章 文化財保存活用区域の設定】)

文化財の種別や時代に関わりなく、地域に焦点をあて、自然環境や社会環境も含めた地域文化の空間として文化財保存活用区域を設定します。

また、「地域の宝」や道の駅、展示施設を構成要素として捉え、「地域の宝さがし」聞き取り調査を進めながら、区域の選定、構成文化財の選定に取り組みます。保存活用区域内の構成文化財と施設を回遊する「地域の宝マップ」を作成し、市内外から散策に訪れてもらえるよう取り組みます。

【設定区域】(下線は核となる施設)

(A) 田 老 : 津波遺構、津波碑、津波伝承施設、三王岩、道の駅たろう

(B) 田 代 : 田代館、絵入り追分道標、亀ヶ森の一本桜、野外活動センター

(C) 宮 古 : 旧東屋酒造店、宮古港海戦、浄土ヶ浜、宮古層群、黒森神社、黒森神楽、長根寺
浄土ヶ浜ビクターセンター、崎山貝塚縄文の森ミュージアム、山口公民館(展示室)
シートピアなあと

(D) 千徳・花輪 : 千徳城跡、田鎖館跡、鞭牛碑群、千徳公民館、花輪農村文化伝承館

(E) 津軽石・重茂 : 盛合家、南部鼻曲り鮭、弘川館、鮎ヶ崎灯台、月山、津軽石公民館
重茂水産体験交流館

(F) 新 里 : 牧庵鞭牛、鳥取春陽、新里生涯学習センター

(G) 川 井 : 山村生産用具、南部木挽唄、追分碑、北上山地民俗資料館、道の駅やまびこ館

(H) 小 国 : 早池峰神社、神楽、行屋、北上山地民俗資料館小国分館、里の駅おぐに

(I) 区 界 : 早池峰山、兜明神社、希少植物、道の駅区界高原

③ ネットワーク・連携の構築 (⇒【第11章 文化財の保存・活用の推進体制】)

分野を越えたつながりや地域の人材とのつながりをネットワークと捉え、「ふるさと宮古ネットワーク(仮称)」(連携会議)を設置します。

また、歴史・文化財の愛好家や各地域の多様な担い手が参加し、互いに協力し、「ふるさと宮古」を創造していくことを目指します。

【方針⑥-1】「宮古歴史サポーター」(仮称)制度の検討(再掲)

「宮古歴史サポーター」(仮称)として、文化財の保存や環境整備、地域の歴史文化ガイドなどの活動を担う人材を育成する制度について検討します。

【方針⑥-2】「ふるさと宮古ネットワーク(仮称)」による地域計画の推進(再掲)

文化財を地域総がかりで保存・活用するため、「ふるさと宮古ネットワーク(仮称)」を設置・運営し、文化財所有者・地域・市民団体・民間事業者・専門家と行政の連携を図りながら、本計画を着実に推進し、計画の見直しを検討します。